

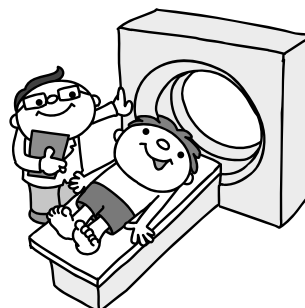


## ～保険証が使えないケースについて～

健康保険はけがや病気の時に使うものですが、原因によっては給付が制限されることや保険証が使えない場合があります。

### 保険給付の対象外

- 美容を目的とする整形手術、近視の手術など
- 予防注射
- 健康診断、成人病検査、人間ドック
- 労災保険の適用となるもの



仕事中や通勤途中に起きた負傷は、労働災害保険(労災)からの給付となります。  
(※ 職種や条件によっては、労災適用にならない場合もあります。)

万が一の場合に労災が適用になると、療養に要した費用全額が支給されますので、お勤め先に加入状況などをご確認ください。また、事業所単位とは別に、個人で加入できる労災もありますので、詳しくは四万十労働基準監督署(☎35-3148)までお問い合わせください。

### 保険給付が制限される場合

#### 【第三者の行為によるもの】

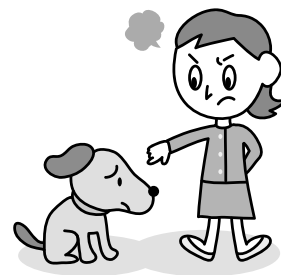
以下の理由で医療機関を受診する時は、必ず医療機関と国保係に申し出てください。

- ケンカなどでけがや病気をした時

ケンカによって加害者から受けたけがや病気の治療の時は、国民健康保険(国保)の負担ではなく加害者の責任となります。

- 犬にかまれた時

犬にかまれた時は、医療機関と国保係の他、保健所にも届け出が必要です。犬が人をかんだ時は飼い主の過失責任になり、療養に要した費用を飼い主が負担しなければいけません。飼い主は、犬のしつけや飼い方に十分注意しましょう。



- 交通事故にあった時

交通事故によるけがの治療費は、加害者や加害者の加入している自動車保険会社が負担すべきものです。加害者が支払うべき治療費を国保がいったん立て替えて、後から加害者に請求する制度があります。被害者が国保の保険証を用いて治療を受ける時は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

皆さん一人ひとりが国保の保険証が使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

○お問い合わせ 【本 庁】住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)  
【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(課直通)